

東京急行電鉄 要望項目一覧（４件）

I 輸送力増強.....	2
1 新線・線増計画	
(1) 田園都市線の複々線化（継続）	
2 輸送計画の改善	
(1) 神奈川東部方面線の事業推進（継続）	
II 利便性向上.....	2
1 駅施設等の整備	
(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の改善等（継続）	
III その他.....	4
(1) 自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進（継続）	

I 輸送力増強

1 新線・線増計画

(1) 田園都市線の複々線化（継続）

田園都市線の複々線化については、貴社のご尽力により、大井町線が溝の口駅まで延伸されたところですが、引き続き同線の混雑緩和のため、平成 28 年 4 月の交通政策審議会答申第 198 号において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置付けられている鷺沼駅までの複々線化について、早期完成を要望いたします。

（川崎市総合都市交通計画）

2 輸送計画の改善

(1) 神奈川東部方面線の事業推進（継続）

神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線）については、速達性向上計画の認定を受け、事業化しておりますが、本路線は東京都心部や新幹線駅である新横浜駅へのアクセス向上や、沿線のさらなる発展などに資することから、整備主体とともに確実に事業を推進されるとともに、既存の鉄道ネットワークを活用した多方面へのアクセス向上の検討にあたっては、一層利便性の高い路線となるよう、関係鉄道事業者との調整を積極的に行うよう要望いたします。

（かながわランドデザイン、横浜市都市計画マスタープラン、横浜都市交通計画）

II 利便性向上

1 駅施設等の整備

(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の改善等（継続）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー化について、整備を進めていただいているところですが、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も踏まえ、誰もがより安全かつ自由に駅を利用できるよう、引き続き、次の事項について、特段に配慮されるよう要望いたします。

また、県内市町村において、バリアフリー法に基づく基本構想が作成されている場合、当該基本構想に基づく公共交通特定事業計画の作成及び移動等円滑化にかかる事業を推進し、整備にあたっては、高齢者・障害者など駅利用者の意見を聞きながら進めるよう要望いたします。

①転落防止

ホームからの転落や列車との接触防止対策として有効なホームドアもしくは可動式ホーム柵について、公表されている貴社の計画の確実な推進を要望いたします。なお、これまで県内10駅（新丸子、武蔵小杉、元住吉、日吉、大倉山、菊名、反町、横浜、溝の口（大井町線のみ）、宮前平）に可動式ホーム柵が整備され、安全性が確保されたことに感謝しております。今後においても、公表されている貴社の計画の確実な推進を要望いたします。ホームドア・可動式ホーム柵が整備されるまでの間は、当面の策として、人的な対応等により安全対策を図っていただくよう要望いたします。

転落時の安全対策として転落検知装置等の設置のさらなる推進。

②多機能トイレ等

多機能トイレや、乳幼児連れの利用者が使用できる授乳スペース・オムツ替えベッド・ベビーキープ付きトイレ・親子トイレの整備を要望いたします。

③移動経路等

誘導路と出入口の段差の解消及び視覚障害者誘導用ブロックの整備を要望いたします。

④エレベーター、エスカレーター、AED等

各駅における車いすやストレッチャー（救急担架が容易に収容できるサイズ奥行き2.0m、幅0.6m程度）に対応したエレベーター・エスカレーター及びスロープの設置。

また、困難な場合には、代替案として、足部等が折りたためる等のコンパクトにエレベーターを収納することが可能なサブストレッチャー（搬送補助器具）を装備していただきたく要望いたします。

AEDにつきましては、全駅に設置いただいているところですが、AEDを的確に使用するため、駅員等への救命講習受講の促進を要望いたします。

⑤構内床仕上げ

駅構内については、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準でも滑りにくい仕上げにすることとされており、貴社におかれましてもご尽力いただいているところですが、引き続き、雨天時においても滑りにくい仕上げにされるよう要望いたします。

⑥車両等

高齢者、障害者等がさらに利用しやすい新車両の開発。

全車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が使用できるスペースを配置するとともに、周囲からも容易に認識できるように、床面等の着色を行うよう要望いたします。また、駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についても併せて要望いたします。

⑦案内表示

視覚障害者が単独で切符の購入ができるための券売機、路線図及び音響音声・点字等の設備のある案内表示板の設置と、視覚障害者が安全に移動できるよう、ニーズに応じた分かりやすい音声案内の整備。

聴覚障害者向けの視覚的に情報を伝えることができる電光掲示板について、改札などホーム以外の場所への設置の推進及び表示内容の充実。

車内行先・次停車案内板など、車内における情報提供の充実・導入。

⑧人員対応

高齢者、障害者等が利用しやすいよう、ラッシュ時における改札・精算窓口及びホームへの駅職員の増員や、エレベーター等利用時の駅職員による配慮のほか、利用者へ声かけなどの心のバリアフリーの啓発。

横浜市基本構想、横浜市都市計画マスタープラン、横浜都市交通計画、川崎市総合都市交通計画、第8次大和市総合計画、大和市障がい者福祉計画、大和市都市計画マスタープラン、大和市総合交通施策、大和市子ども・子育て支援事業計画

III その他

(1) 自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進（継続）

自転車等駐車場の設置については、用地の確保を含め各自治体において鋭意努力していますが、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況にあり、適地がなく苦慮している状態となっております。

については、自転車等の利用者の大部分が東急線を利用する通勤・通学者であること、また、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」の趣旨にのっとり、鉄道利用者の利便性向上と駅周辺の良好な環境づくりのため、自転車等駐車場用地の提供及び用地確保、施設の設置や維持への助成、自転車等駐車場の自己経営等、放置自転車対策の推進について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。

特に、溝の口駅、高津駅や中央林間駅については、優先的に取り組まれるよう要望いたします。

また、現在、自治体あてに有償で貸し付けている用地の借地料軽減についても検討されるよう要望いたします。

なお、平成18年6月から改正道路交通法が施行され、自治体としても自動二輪車（排気量50ccを超えるもの。ただし、側車付きは除く。）の駐車対策を早急に進める必要があるため、自転車や原動機付自転車と同様に、自動二輪車の駐車場の設置につきましても、特段のご協力、ご配慮をお願いいたします。

（横浜都市交通計画、大和市総合交通施策）